

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を次のとおり変更し、平成27年4月1日から適用する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

平成27年のするめいかの知事管理量を若干に変更した。また、すけとうだらについては知事管理量は定めないものとした。